

市民提案型協働事業の見直しについて

改善の方向性	現状・課題	改善案	備考
1 市民提案型協働事業のメリットを明示・PRすることで応募を促す。	事業開始から3年が経過し、新たな申請が減少している。	① 広報等により、メリットを広く周知する（広報は実施済み、今後、広報の内容等を含んだチラシやHPによる周知を図る）。 ② 市民活動団体向け説明会等を開催する。	
2 実施報告書の提出期限を見直す。	4月10日では早いという意見が多い。	4月30日までに変更する。	要綱改正
3 人件費の算定等、予算に関する事項を検討する。	予算の減額により、事業計画の変更が必要となることがある。 人件費について、単価設定や積算に苦慮した例があった。	① 事業費の変更等について地域政策課に報告を受ける仕組みを整理する。 ② 審査会での審議結果を、必要に応じて財政課等へ提出する。 ③ 応募の手引きの「事業費について」の部分に、担当課との調整で事業費が変更する可能性もあることを追記する。	※1 手引きの修正 ※2
4 市民提案型協働事業終了後の方向性を検討し、提示する。	複数の団体・担当課が、市民提案型協働事業終了後の展開に不安を持っていた。 （市民提案型協働事業としての上限が3年であり、協働期限の上限ではないことの周知が十分でなかった。）	① 応募の手引きの「対象となる事業の要件」の上限年数の部分に、注書きを付す。 ② 事業の継続例を応募の手引きに記載する。	手引きの修正 ※3 ※4
5 その他	（協働は市全体で進めるものであり、担当課の意識向上が必要である。）	① 庁内研修等により、職員の意識啓発を図る。 ② 一次審査及び二次審査の採択時等に、必要に応じて地域政策課で相談を受けることを明確に伝える。	

※1

	内容等	報告
6月中旬／7月下旬	申請書提出期限（新規事業6月・継続事業7月）	
7月上旬～7月中旬	提案団体による事業説明・意見交換会（新規事業のみ）	
8月上旬	第一次審査（書類審査）（新規事業のみ）	
8月上旬～9月上旬	提案団体との意見交換、提案内容の確認と調整	○
10月上旬	第二次審査（公開プレゼンテーション）	
10月中旬～	事業実施に向けた協議・予算編成	○
3月	事業実施の決定	

※2

◆事業費について

- ・団体の自己資金、受益者から徴収する利用料などの負担金、役割分担に基づき市に負担を求める経費を、提案書等に記載します。
- ・経費負担の生じない事業、少額の事業も対象となります。
- ・団体の運営にかかわる経費は計上できません。
- ・市の負担額の上限は、1事業100万円を目安としますが、審査会での選考後も、団体と担当課の協議や市の予算査定により減額されることがあります。
- ・事業費は市議会での予算承認の上、決定となります。
- ・交付済みの負担金等に残額が生じた場合は、事業終了時に返還していただきます。

※3

◆対象となる事業の要件

○対象となる事業は、原則単年度事業（継続でも最長3年 ※1）で、次の要件のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 小田原市総合計画の方向性に沿った事業であること。 ※2
- (2) 新規性又は発展性の高い事業であること。
- (3) 市内で実施され、又は市民が受益者となる公益的な事業であること。
- (4) 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業であること。
- (5) 市民活動団体と市との役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。

※1 本制度の利用上限は3年ですが、その後も継続している事例はあります（○頁を参照）。

※2 おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）は、市役所4階行政情報センターで閲覧できるほか、市ホームページからダウンロードできます。

[小田原市トップページ上の「市の取り組み」をクリック](#) → [「総合計画」をクリック](#)

※4

◆これまでの市民提案型協働事業

事業名	実施年度	翌年度の状況
外国出身者への日本語指導を中心とする生活支援事業	26・27	事業協力を継続
安全安心コミュニティ事業	26～28	委託事業に変更
市民と共に創る障がい者地域交流活動プラザ事業	26～28	事業協力を継続
駅からガイド事業	26～28	補助事業に変更
プレイパーク事業	26～28	協働協定を継続
小田原グリーンプロジェクト事業	26～28	他の形態に変更
小田原市民会館 所蔵美術品の補修・保護事業～小田原市民会館の美術品を守る～	29	—